

公 示 送 達 書

央収一税第 1 3 7 号
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 0 日

熊本県県央広域本部長

地方税法第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。
熊本県県央広域本部長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を
受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。

なお、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達が
あったものとみなします。

送達する書類の名称	氏 名（名 称）	摘 要
地方税法第 1 6 6 条	富永 勇樹	
地方税法第 1 6 6 条	日隈 友里恵	
地方税法第 1 6 6 条	服部 弘義	
地方税法第 1 6 6 条	中野 貴之	
地方税法第 1 6 6 条	長船 仁	
地方税法第 1 6 6 条	松村 新一	
地方税法第 1 6 6 条	竹之内 涼	
地方税法第 1 6 6 条	濱田 琉文	

送達する書類の名称	氏 名（名 称）	摘 要
地方税法第166条	兼行 正大	
地方税法第166条	折橋 浩一	
地方税法第166条	関 一誠	
地方税法第166条	大石 優里	
地方税法第166条	佐藤 讓亮	
地方税法第166条	日高 幸子	
地方税法第166条	園田 歩	
地方税法第166条	藤本 翔	
地方税法第166条	藤本 翔	
地方税法第166条	永田 芯太	
地方税法第166条	篠塚 昭由	
地方税法第166条	PHAM TUAN VU	
地方税法第166条	橋田 光功	

送達する書類の名称	氏 名（名 称）	摘 要
地方税法第166条	坂田 朋	
地方税法第166条	元田 有祈	